

19 請願 第 7 号	負担水準が 65% を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続につき意見書の提出を求める請願
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 19 年 12 月 3 日受理、平成 19 年 12 月 12 日付託
請願者	新宿区歌舞伎町 _____ _____
紹介議員	宮坂 俊文 ・とよしま正雄 ・沢田 あゆみ ・志田雄一郎 根本 二郎 ・山田 敏行 ・なす 雅之

## ( 要 旨 )

次の事項につき、地方自治法第 99 条の規定により、貴議会が東京都に対し意見書を提出されるよう請願いたします。

商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる軽減措置を、平成 20 年度以降も継続すること。

## ( 理 由 )

最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業者については、未だに景気回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。

また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言いつものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。

このような状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成 17 年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる軽減措置」を廃止することとなると、兆しの見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる軽減措置」を、平成 20 年度以降も継続されるよう、貴議会が地方自治法第 99 条の規定により、東京都に対し意見書を提出されるよう請願いたします。